

藤沢市市営住宅条例の一部改正について
藤沢市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

2016年（平成28年）6月6日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市市営住宅条例の一部を改正する条例

藤沢市市営住宅条例（平成9年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号オ中「規定する寡婦」の次に「(同号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者を含む。)」を、「規定する寡夫」の次に「(同号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者を含む。)」を加える。

第8条第4項中「第29条第1項」を「第39条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に市営住宅に入居している者の家賃の算定の基礎となる収入の計算については、平成29年3月31日までの間は、この条例による改正後の藤沢市市営住宅条例第2条第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に市営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る藤沢市市営住宅条例第7条第1項第3号に規定する収入の条件及び同条例第10条第1項第5号に規定する収入の計算については、改正後の第2条第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。同条例第6条各号に該当する者について同日前に市営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該市営住宅の入居の申込みをした者に係る同条例第7条第1項第3号に規定する収入の条件及び同条例第10条第1項第5号に規定する収入の計算についても、同様とする。

提案理由

この条例を提出したのは、公営住宅法施行令の一部改正により、入居者の家賃の算定の基礎等となる収入の計算上、非婚の母及び父について所得税法上の寡婦及び寡夫と同様の控除を行う等のため、所要の改正をする必要による。